

2016年3月30日

関係各位

クローン病に対する『アダカラム』治療 4月1日より保険適用の施行頻度が改定

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」保医発(0304第3号)が平成28年3月4日付で発出されました。

これを受けて、平成28年4月1日より、アダカラムをクローン病に対して用いた場合の処置料の算定に関して、以下(下線部)のように改定されます。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

別添1「医科診療報酬点数表に関する事項」

第9部 処置

J041-2 血球成分除去療法

ウ

改定前

ウ 栄養療法及び既存の薬物療法が無効又は適用できない、大腸の病変に起因する明らかな臨床症状が残る中等症から重症の活動期クローン病患者に対しては、緩解導入を目的として行った場合に限り、一連の治療につき2クールを限度として算定できる。なお、当該療法の実施回数は、1クールにつき週1回を限度として、5週間に限って算定する。

改定後

ウ 栄養療法及び既存の薬物療法が無効又は適用できない、大腸の病変に起因する明らかな臨床症状が残る中等症から重症の活動期クローン病患者に対しては、緩解導入を目的として行った場合に限り算定できる。

なお、当該療法の実施回数は、一連の治療につき10回を限度として算定する。

なお、材料価格および処置料の改定および、クローン病以外の疾患に対する施行頻度の改定はございません。